

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第71号**

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前																																									
別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間 1 収容施設の供与 (1) 略 (2) 応急仮設住宅 ア及びイ 略 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり <u>2,404,000円</u> 以内とする。 エ～ク 略 2 略 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)及び(2) 略 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯		別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間 1 収容施設の供与 (1) 略 (2) 応急仮設住宅 ア及びイ 略 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり <u>2,366,000円</u> 以内とする。 エ～ク 略 2 略 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)及び(2) 略 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季[4月1日から9月30日まで]</td> <td>円 <u>17,500</u></td> <td>円 <u>22,600</u></td> <td>円 <u>33,300</u></td> <td>円 <u>39,900</u></td> <td>円 <u>50,500</u></td> <td>円 <u>7,400</u></td> </tr> <tr> <td>冬季[10月]</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季[4月1日から9月30日まで]	円 <u>17,500</u>	円 <u>22,600</u>	円 <u>33,300</u>	円 <u>39,900</u>	円 <u>50,500</u>	円 <u>7,400</u>	冬季[10月]	円	円	円	円	円	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季[4月1日から9月30日まで]</td> <td>円 <u>17,300</u></td> <td>円 <u>22,300</u></td> <td>円 <u>32,800</u></td> <td>円 <u>39,300</u></td> <td>円 <u>49,800</u></td> <td>円 <u>7,300</u></td> </tr> <tr> <td>冬季[10月]</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季[4月1日から9月30日まで]	円 <u>17,300</u>	円 <u>22,300</u>	円 <u>32,800</u>	円 <u>39,300</u>	円 <u>49,800</u>	円 <u>7,300</u>	冬季[10月]	円	円	円	円	円	円
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額																																					
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 <u>17,500</u>	円 <u>22,600</u>	円 <u>33,300</u>	円 <u>39,900</u>	円 <u>50,500</u>	円 <u>7,400</u>																																					
冬季[10月]	円	円	円	円	円	円																																					
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																					
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 <u>17,300</u>	円 <u>22,300</u>	円 <u>32,800</u>	円 <u>39,300</u>	円 <u>49,800</u>	円 <u>7,300</u>																																					
冬季[10月]	円	円	円	円	円	円																																					

1日から翌年3月31日まで]	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500
----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 5,700	円 7,700	円 11,600	円 14,000	円 17,700	円 2,400
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円 9,200	円 12,200	円 17,100	円 20,300	円 25,800	円 3,300

備考 略

(4) 略

4及び5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。

(3) 略

7～13 略

1日から翌年3月31日まで]	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400
----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,500	円 2,400
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円 9,100	円 12,000	円 16,900	円 20,000	円 25,400	円 3,300

備考 略

(4) 略

4及び5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり510,000円以内とする。

(3) 略

7～13 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成21年4月1日から適用する。